

10月1日

# 鳥取市は「特例市」になります

鳥取市は、地方分権を推進し、市民が主役となる「夢のある20万都市」づくりを進めるため、「特例市」指定に向けて取り組んできた結果、6月3日の閣議決定を経て、8日に特例市への指定が国から公布されました。そして、10月1日から山陰で初の特例市になります。

次の事務が、新しく鳥取市の事務になります

特例市になると、環境行政、都市計画・建設行政、産業経済行政の分野で26法令に基づく378項目の事務が県から市に移されます。主な事務は次のとおりです。  
**環境行政に関する事務**

### ■水質汚濁防止法関係

▽特定施設等の設置の届け出などの受理、立入検査など  
▽公共用水域および地下水の水質の汚濁の状況についての常時監視など

### ■騒音規制法関係

▽騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視など  
■悪臭防止法関係

### ■悪臭防止法関係

▽悪臭原因物の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定など  
■特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係

### ■特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係

▽特定事業者が公害防止総括者を選任したときの届け出の受理など  
■振動規制法関係

### ■振動規制法関係

▽振動を規制する地域の指定、規制基準の設定など  
■土壌汚染対策法関係

### ■土壌汚染対策法関係

▽土壌汚染に係る指定区域の指定など

### 窓

市役所本庁舎環境政策課  
☎(0857) 20-3177

都市計画・建設行政に関する事務

### ■宅地完成等規制法関係

▽宅地完成工事規制区域の指定など  
▽宅地完成の規制区域内における宅地完成工事の許可など  
■都市計画法関係

### ■都市計画法関係

▽開発審査会の設置など  
■都市再開発法関係

### ■都市再開発法関係

▽市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可など  
■再開発事業計画の認定など

### ■再開発事業計画の認定など

▽市民農園整備促進法関係  
■市民農園整備促進法関係

### ■市民農園整備促進法関係

▽市街地調整区域内の認定市民農園建築物を新築する場合の許可など  
■地方拠点都市地域の整備および産業業務施設の再配置の促進に関する法律関係

### ■地方拠点都市地域の整備および産業業務施設の再配置の促進に関する法律関係

▽拠点整備促進区域内の建築行為等の許可など  
■被災市街地復興特別措置法関係

### ■被災市街地復興特別措置法関係

▽被災市街地復興推進地区内における建築行為等の許可など  
■風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令関係

### ■風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令関係

▽風致地区内における建築物の建築その他工作物の建設等の許可など

### 窓

市役所本庁舎都市計画課  
☎(0857) 20-3271

■マンションの建て替えの円滑化等に関する法律関係  
▽マンション建替組合設立の認可など

### 窓

市役所本庁舎建築指導課  
☎(0857) 20-3281

■住宅地区改良法関係  
住宅地区改良事業の改良地区内における建築等の許可など

### 窓

市役所本庁舎建築住宅課  
☎(0857) 20-3291

産業・経済行政に関する事務

### ■計量法関係

計量法に基づく勧告、定期検査など

### 窓

市役所第2庁舎産業振興課  
☎(0857) 20-3222

## 特例市とは

「特例市」は、「政令指定都市」(大阪市、神戸市など14市)、「中核市」(姫路市、岡山市など37市)に次ぐ都市制度として、平成12年4月の地方自治法の改正によって創設された制度です。

特例市になるためには、人口20万人以上であることが必要で、全国で39市、中国地方では鳥取市、呉市の2市が特例市です。

